

## 行財政改革について

### 1 調査項目

- (1) 区行財政改革に関する事項
- (2) 都区制度に関する事項
- (3) 構造改革特区制度に関する事項
- (4) IT化に関する事項
- (5) 公共施設のあり方に関する事項

### 2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「行財政改革特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

### 3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

#### （説明）

健全化判断比率における実質公債費比率が2年連続で全国1位、また地方自治体バランスシート比較で全国2位という実績を本区は有しており、これまでさまざまな取り組みの中で極めて健全な行財政運営がなされてきた。しかしながら、東日本大震災をめぐる諸般の状況は、景気の不透明感をさらに強くしており、区財政への影響が強く懸念される場所である。

引き続き、社会経済情勢に対応した合理的かつ効率的な行財政運営が必要であり、都区間の事務配分をはじめ、財政制度、さらには、構造改革特区制度と区の間わりや、区役所業務のさらなるIT化推進のための方策についての検討をしていかなければならない。

また、老朽化に対する対応が必要な区庁舎、グリーンパレス、総合体育館等の公共施設については、機能の充実、利便性の向上も視野に入れた、あり方の検討が必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。